

ヨコハマ・エコ・スクール環境出前授業実施要綱

制 定 令和3年1月28日 温調第633号

最近改正 令和8年1月30日 脱脱ラ第531号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、ヨコハマ・エコ・スクール事業実施要綱（以下「YES 実施要綱」という。）第2条第5項に基づき、ヨコハマ・エコ・スクール環境出前授業（以下「YES 出前授業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施目的）

第2条 YES 出前授業は、市民団体・事業者などが、脱炭素化に資する環境学習や体験、その他環境教育に資する内容を児童・生徒・学生及び市民に提供し、地球温暖化や環境問題への理解と行動を促進することを目的に実施する。

（実施対象）

第3条 YES 出前授業は、主に横浜市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等の児童、生徒を対象とし、参加者数が概ね15人以上の場合に実施するものとする。ただし、横浜市内に居住する者が構成する団体の開催する学習会・研修会等、市が実施することが適当と判断する場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、YES 出前授業を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがある場合
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする催し等を行う恐れがある場合
- (3) 本事業の目的に反し、実施が適当でないと判断した場合
- (4) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）
- (5) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）
- (6) 代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

（暴力団排除の確認）

第4条 事務局は、必要に応じ第3条第2項4号から6号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対し確認を行うことができる。

(YES 出前授業の登録)

- 第5条 YES 出前授業で提供する講座は、YES 実施要綱に基づき登録した YES 協働パートナーから募集し、予め登録する。なお、募集期間については事務局が別に定めることとする。
- 2 登録する講座は次の各号をすべて満たし、事務局の審査を経たものとする。
- (1) 地球温暖化や脱炭素に関する環境問題について豊富な知識と講座実施の経験がある者が講師を務め、利用団体等との事前調整が可能な団体・事業者等であること。
 - (2) 地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネ行動等、脱炭素化に資する実践的な講座であること。
 - (3) 学校授業の一環として実施する場合は学習指導要領やESD（持続可能な開発のための教育）等を参考とし、特に小学生を対象とする講座では学年や学習進度等に対応した内容であること。
 - (4) 特定の団体・製品の宣伝又は批判を行わないものであること。
 - (5) 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘又は批判を行わないものであること。
- 3 講座の登録を希望する者は、YES 環境出前授業講座登録申出書（第1号様式）及び事務局が求める書類等を提出するものとする。
- 4 講座登録の有効期間は登録決定をした次年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。

(YES 出前授業の登録決定)

- 第6条 前条の規定による講座登録の申出があったとき、事務局はその内容を審査し、登録を認めた場合、講座登録の申出者に対して、YES 環境出前授業講座登録決定通知（第2号様式）により通知する。
- 2 登録決定後、講座登録の申出者を講座登録者とする。

(YES 出前授業の利用)

- 第7条 YES 出前授業の利用を希望する団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として実施を希望する日の1か月前までに、YES 環境出前授業実施申込書（第3号様式）又は当該申込書に準ずる電子申請フォームにより事務局に申し込むものとする。

(YES 出前授業の実施)

- 第8条 事務局は、前条の申込みを受けた場合は、速やかに申込みのあった講座の登録者に連絡する。
- 2 講座登録者は、申込者と日程等の調整を行い、実施が可能な場合は速やかに YES 環境出前授業実施承諾書（第4号様式）を事務局に提出する。
- 3 事務局は、前項の提出を受け、YES 出前授業の実施を決定した場合は、講座登録者に対し YES 環境出前授業講座実施依頼（第5号様式）により依頼する。

- 4 講座登録者は、前項の依頼内容に変更又は中止が生じた場合は速やかに YES 環境出前授業実施内容変更・中止届（第 6 号様式）を事務局に提出する。事務局は変更届を受け、改めて YES 環境出前授業講座実施依頼（第 5 号様式）により依頼する。なお、中止届は提出をもって完了とする。

（講師謝金）

第 9 条 YES 出前授業を実施した講座登録者に対し、講師謝金を支払うものとする。

- 2 次の各号のうちいずれかに該当する場合は、支払の対象外とする。

- (1) 市の組織及びその外郭団体
- (2) 営利を目的として活動する団体
- (3) 市が所有する施設の指定管理業務を受託しており、当該業務に環境教育関連の項目がある場合
- (4) 講座登録申出書において、謝金の受領を希望しないと申出をした団体

- 3 謝金の額は、1 回あたり 12,000 円とし、消費税及び地方消費税相当額はその金額に含まれるものとする。ただし、学校の授業の一環として実施する場合は、1 学級単位を実施回数とし、1 日 24,000 円を上限とする。

- 4 事務局は、謝金の支払いに必要な書類（実施報告書等）を受理した日から起算して 30 日以内に謝金を支払うものとする。

（YES 出前授業の実施報告）

第 10 条 講座登録者は、YES 出前授業終了後、速やかに YES 環境出前授業実施報告書（第 7 号様式）を事務局に提出する。

（申込者アンケートの提出）

第 11 条 申込者は、YES 出前授業受講後、アンケートに回答するよう努めるものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、YES 出前講座の実施に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 4 項及び第 10 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。ただし、第9条第3項及び第11条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

YES環境出前授業講座登録申出書

年 月 日

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局長

(申出者) 団体名
 代表者名
 住 所 〒
 電話番号

YES環境出前授業に講座の登録を申し出ます。

登録講座名		
担当者氏名 (ふりがな) ※出前授業の連絡窓口		
担当者所属部署		
担当者電話番号 ※日中連絡のとれる番号		
担当者メールアドレス		
郵送物送付先住所 ※申出者住所と送付先が異なる場合のみ記載	〒	
WEB サイト公開用連絡先 ※申込者からの連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
	WEB サイト	
謝金の受領希望	有・無	【以下の団体は謝金支払対象外です】 (1)本市組織に属する団体 (2)営利を目的として活動する団体 (3)協同組合を組織する団体 (4)市が所有する施設の指定管理者を受託していて指定管理業務に環境教育に関する項目がある団体
謝金支払終了時の申込受付継続希望	有・無	予算が上限に達し講師謝金支払が終了した場合、受講申込みの受付継続希望の有無を選択してください。

※この様式のほか、事務局が求める書類を提出すること。

※個人情報は適正に管理し、YES 事業に関する目的のみに利用します。

第2号様式

第 号
年 月 日

YES環境出前授業講座登録決定通知

様

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長

年 月 日付で登録のお申出がありました講座について、YES環境出前授業への講座登録が決定しましたので通知します。

登録講座名	
登録団体名	
登録有効期間	年4月1日から 年3月31日まで
謝金の支払有無	有 ・ 無
備考	

<出前講座実施にあたって>

- 1 事務局から講座の申込の連絡がありましたら、講座利用希望者（学校等）と日程調整講座内容の調整を進めてください。
- 2 「YES 環境出前授業実施承諾書」（第4号様式）を、速やかに事務局にご提出ください。
- 3 登録期間中に講座の大幅な内容変更、取下げ、受付の一時中止などの変更がありましたら、速やかに YES 事務局にご連絡ください。

担当 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課（YES 事務局）

申込日： 年 月 日

YES環境出前授業実施申込書

1 希望講座

※1講座につき1枚の申込書で記載をお願いします。

講師団体	
講座名	

2 希望日時

	日にち	時間
第1希望	月 日 ()	: ~ :
第2希望	月 日 ()	: ~ :
第3希望	月 日 ()	: ~ :

3 実施場所・内容等

学校名又は団体名						
人数	人	学年・クラス数		年		クラス分
講座実施方法 ※教室、学級単位等 授業概要・位置付け						
担当者	氏名					
	電話					
	メール					
所在地	横浜市	区				
最寄り駅	線					駅
敷地内駐車可否						

4 その他

※市役所への実施報告書に添付する写真撮影をします（個人が特定できるような写真は撮影しません）。
 ※実施団体がホームページ等で本講座の様子を紹介する場合があります。

写真撮影に関するご要望 があればご記入ください	
その他、特記事項	

提出日： 年 月 日

YES環境出前授業実施承諾書

以下の調整のとおり講座を実施します。

団体名： _____

講座名	実施日時
	年 月 日 () (時 分から 時 分まで)

実施内容

学校名又は団体名			
受講対象者 ※学年・クラス数、 年齢等具体的内容		人数	人
講座実施方法			
会場名/会場住所	〒		
講師連絡先	電 話： メールアドレス：		

第 号
年 月 日

様

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課長

YES環境出前授業講座実施依頼

日頃より、横浜市の環境行政の推進に御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
YES環境出前授業について、次のとおり講座の実施をお願いいたします。

1 講座名

2 実施校、実施日程等

学校・団体名	学年・クラス (人数)	実施日時	備考

3 謝金額

担当 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 (YES 事務局)

提出日： 年 月 日

団体名

代表者名

YES環境出前授業実施内容変更・中止届

年 月 日付 第 号で依頼のあったYES環境出前授業について、次のとおり変更・中止届を提出します。

1 変更・中止の理由

--

2 変更内容（中止の場合は記載不要）

変更前	
変更後	

提出日： 年 月 日

YES環境出前授業実施報告書

講座名	
団体名	
担当者名	

実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
講座申込団体名	
実施会場	
受講者人数 クラス数	人 クラス
実施講座内容	(1) (2) (3)
受講者の反応	
振り返り、感想等	(1)良かった点、工夫した点 (2)改善点など (3)その他

■講座風景(実施した講座風景の画像を添付してください。)※実施日ごと1枚。別添可